

秋田県告示第95号

秋田県立運動広場条例（昭和49年秋田県条例第44号）第13条第2項の規定により、次のとおり秋田県立新屋運動広場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立新屋運動広場の利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

第1 施設利用料金

| 区 分 | | 利用料金の額 (1面1時間につき) |
|------------|------------------------|----------------------|
| ラグビー、サッカー場 | 中学校生徒及び小学校児童 | 410円 |
| | 大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒 | 560円 |
| | 一般 | 690円 |

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 2 この表における「中学校生徒及び小学校児童」及び「大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。

第2 夜間照明設備利用料金

| 区 分 | 使用の単位 | 利用料金の額 |
|------------|----------|--------|
| ラグビー、サッカー場 | 1基1時間につき | 360円 |

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として計算した利用料金を徴収する。

第3 運動広場の施設（第1及び第2に規定するものを除く。）の利用料金

| 区 分 | 使用の単位 | 利用料金の額 |
|------------|--------------|-------------------------------------|
| 建物の使用に係るもの | 1平方メートルにつき1年 | 1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額 |
| 土地の使用に係るもの | | 1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額 |

備考

- 1 使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料金については日割をもって計算する。
- 3 土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料金の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 4 利用料金の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 5 この表（備考6を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料金の額は、100円とする。
- 6 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料金のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。